

# 三菱電機株式会社製 空調用送風機 「平成19年版公共仕様」との比較表

2009-4-10  
三菱電機株式会社  
中津川製作所

(平成19年版)公共建築工事標準仕様書 第11節 送風機	公共仕様 当社該当形名	当社送風機
<p>1.11.1 遠心送風機</p> <p>遠心送風機は、多翼形送風機又は後向き羽根送風機でVベルト駆動式とする。ただし、小形の遠心送風機(呼び番号2未満)は電動機直動式でもよい。</p> <p>なお、多翼形は次によるほか、JIS B 8331(多翼送風機)による。</p> <p>(1)羽根車は、バランスマシンにより調整されたもので、動的及び静的バランスが良いものとする。</p> <p>(2)ケーシングは、鋼板製とし、変形、振動及び接合部からの空気漏れが生じないように溶接、リベット締め又は折込み加工により強固に成形補強したもので、据付け及び運転上に支障のない構造とする。ケーシングの下部は、必要のある場合、水抜きを設ける。</p> <p>(3)羽根は、鋼板製又はその他の強度の大きな材料で精度よく成形製作され(取付精度は JIS B 8331(多翼送風機)による)、羽根車ハブに溶接、リベット締め又はボルト締めされた主板、羽根車ハブと一体となった主板及び側板に強固に取り付けられたもので、運転に際し変形を起ささないよう十分な強度を有し、高速運転に耐えられるものとする。側板は、必要に応じてステールにより補強する。</p> <p>(4)Vベルト駆動式の場合、主軸は、JIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)による S30C 以上又は特殊鋼製とし、十分な強度を有するものとする。軸受は、ラジアル及び thrust 荷重に十分に耐えられ、長時間の連続運転に支障のないものとし、Vベルトには、危険防止用のヘルムガードを設ける。</p> <p>(5)電動機は、第2編 1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」及び第2編 1.2.1.2「誘導電動機の始動方式」による。なお、電動機直動式の場合は製造者の標準仕様とする。</p> <p>(6)塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(7)付属品として、次のものを備える。</p> <p>(イ)相フランジ 一式</p> <p>(ロ)形鋼製又は鋼板製共通ヘッド(必要のある場合) 1組</p> <p>(ハ)吸込口金網(必要のある場合) 1組</p> <p>(ニ)銘板 一式</p>	<p>BE - BF - (12～28形が該当する)</p>	左記当該事項の仕様、性能に合致する。
<p>1.11.2 軸流及び斜流送風機</p> <p>(a)羽根車は、バランスマシンにより調整され、動的及び静的バランスが良いものとし、ケーシングは、ダクトを接続できる構造とする。駆動方式は、Vベルト駆動式又は電動機直動式とする。</p> <p>(b)ケーシング及びフレームは、鋼板製とし、必要に応じて形鋼で補強を施して製作され、取り付けに支障のない構造とし、Vベルト駆動式の場合は、危険防止用のヘルムガードを設ける。</p> <p>(c)羽根は、鋼板製又はその他の強度の大きな材料で成形製作され、高速運転に耐えられるものとする。</p> <p>(d)主軸及び電動機は、1.11.1「遠心送風機」の当該事項による。</p> <p>(e)塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(f)付属品として、次のものを備える。</p> <p>(イ)相フランジ(フランジ方式の場合に限る。) 一式</p> <p>(ロ)動力接続用ケーブル、コード等又は端子箱 (電動機内蔵に限る。) 一式</p> <p>(ハ)銘板 一式</p>	<p>JD - JDU -</p> <p>JE - JF -</p> <p>JFU - (200～550形が該当する)</p>	左記当該事項の仕様、性能に合致する。
<p>1.11.3 消音ボックス付送風機</p> <p>(a)小形の遠心送風機(呼び番号2未満)又は斜流送風機(呼び番号3以下)を箱形若しくは円筒形の消音ボックスに内蔵したものとす。</p> <p>(b)消音ボックスは、鋼板製(厚さ 0.8mm 以上)とし、必要に応じて形鋼で補強を施し、変形又は接合部から空気漏れが生じないように製作されたもので、側板等が着脱可能で内部が点検できる構造とする。</p> <p>(c)消音内貼りは、JIS A 6301(吸音材料)に規定するグラスウール吸音材 40K 厚さ 25mm 又は同等以上のものを使用し、ほつれ止めを施し、鉚、座金、接着剤等で取り付ける。</p> <p>(d)送風機は、1.11.1「遠心送風機」又は 1.11.2「軸流及び斜流送風機」による。ただし、遠心送風機の駆動方式は電動機直動式でもよい。</p> <p>(e)電動機は、製造者標準品とするが、電動機直動式の場合の極数は、特記がなければ、4極以上とする。</p> <p>(f)塗装は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(g)付属品として、次のものを備える。</p> <p>(イ)相フランジ(フランジ方式の場合に限る。) 一式</p> <p>(ロ)動力接続用ケーブル、コード等又は端子箱 一式</p> <p>(ハ)銘板 一式</p>	<p>BFS - SC、TC (50～210形が該当する) BFS - 240TA</p> <p>BFS - SUC、TUC (15～210形が該当する) BFS - 240TUA、450TUA</p> <p>BFS - SY (50～150形が該当する)</p> <p>JFU - (30～150形が該当する)</p>	左記当該事項の仕様、性能に合致する。